

金額をこえることとならないようにならなければならない。

(保証人)

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令の定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除並びに貸与の停止及び保留)

第六条 政府は、第二条の規定による契約の相手方(以下「修学生」という)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その契約を解除するものとする。

一 退学し、医学を專攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行なわず、又は実地修練を行なわざるものとする。

二 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

2 政府は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行なわないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金が

あるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されるものとみなす。

3 政府は、修学生が正当な理由がないで第十二条に規定する学業成績表の提出を行なわず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第七条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、返還の債務の免除を受けることができる。

一 実地修練を終了した後、直ちに矯正施設の職員となり、かつ、引き続き矯正施設又は矯正行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする)に達したとき。

二 貸与を受けた者が実地修練を終了した後、直ちに矯正施設の職員とならなかつたとき。

三 貸与を受けた者が、矯正施設の職員となつた後に死亡し、又は矯正施設若しくは前条第一項第一号に規定する機関の職員でなくなつたとき(同条同項第二号に該当するときを除く)。

四 貸与を受けた者が、矯正施設の職員となつた日から起算して二年以内に医師とならなかつたとき。

二 前号に規定する在職期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

二 前項第一号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、政令で定める。

(返還)

第八条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、政令の定めるとおり、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間を除く)の二分の一に相当する期間(第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、返還しなければならない。

2 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関に、通算して三年以上在職したときは、政令の定めることにより、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

3 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関に在職中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

2 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後矯正施設若しくは第七条第一項第一号に規定する機関の職員でなくなつたとき(同条同項第二号に該当するときを除く)。

3 第七条第二項の規定は、第一項及び第二項に規定する在職期間の計算について準用する。

(返還の猶予)

第十一条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後矯正施設若しくは第七条第一項第一号に規定する機関に在職する場合又はは災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認める場合に

は、その在職する期間又はその理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(学業成績表の提出等)

第十二条 修学生は、法務省令の定めるところにより、毎年学業成績表を法務大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。

(省令への委任)

第十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ七ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ七ノ三 矯正官修学資金貸与法ニ依ル矯正医官修学資金ニ付テノ消費貸借ニ關スル証書

理由
矯正施設における医療の重要性にかかるが、将来矯正施設に勤務しよ

和三十一年法律第百十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

(延滞利息)

者は、正当な理由がなくして修学資金を返還すべき日までのべき日の翌日から返還の日までの間に応じ、返還すべき額百円につき一日四銭の割合で計算した延滞利息を支払わなければならぬ。

2 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国

の債権の管理等に関する法律(昭

うとする医学専攻者に修学資金を貸与する制度を設けて、医師たる矯正施設の職員の充実に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○古川政府委員 矯正医官修学資金貸与法案について、その趣旨を御説明い

ます。

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に收容される者は精神や身体の不健康なものが多いのであります。これを健全な国民として社会に復帰させるためには、まずその精神及び身体の健全化をはからなければなりません。また他面、集団拘禁生活においては、收容者の保健医療の適正な管理が要請されます。ことも自明のことであります。

かように、矯正施設における保健医療は矯正行政上重要なものであつて、その業務を担当する医師たる職員の確保こそ肝要であるにかかわらず、現在の施設においては遺憾ながらその充足は十分とは申せない状況なのであります。

このような現状に対する対策として、すでに実施されている公衆衛生修学資金貸与及び自衛隊技術職員修学資金貸与の制度の例に準じ、将来矯正施設の医師たる職員にならうとする優秀な医学生または実地修業生に修学資金を貸与し、これらの者が矯正施設の職員として勤務した場合には、貸与金の返還その他の点において有利な扱いをすることによって、医師たる職員を充足するためこの法案を提案する次第であります。

次に、この法案の要旨とするところを御説明いたします。

第一に、政府は、大学医学部の医学専攻学生又は同学部を卒業した実地修練生で、将来矯正施設に医師として勤務しようとする者に対し、無利息で修学資金を貸与することができるものと定めています。

第二に、修学資金は原則として毎月一定額を貸与する方法によるものと定めています。

第三に、修学資金の貸与を受けた者は矯正施設の職員となり、医師として修学資金貸与期間の一倍半に当たる期間勤務した場合には、その返還債務を免除することとしておりますほか、一定期間医師として矯正施設に勤務した場合にも、裁量による全部または一部の免除を認めております。

第四に、貸与契約を解除したとき、修学生が矯正職員とならなかつたとき、矯正職員でなくなつたとき、または矯正職員となつてから二年以内に医師とならなかつたときは、そのときから貸与期間の半ばに当る期間内に貸与資金を返還しなければならないものと定めています。

第五に、修学資金の返還についてやむを得ない事情がある場合には、これを猶予することができるものとす一方、正当な理由がなくて返還しないときには、日歩四銭の延滞利息を支払わせることとしております。

第六に、右に申し述べましたほか、医師たる職員にならうとする優秀な医学生または実地修業生に修学資金を貸与し、これら者が矯正施設の職員として勤務した場合には、貸与金の返還その他の点において有利な扱いをすることによって、医師たる職員を充足することによって、医師たる職員を充足するためにこの法案を提案する次第であります。

は政令及び法務省令に委任する旨を定めておられます。

第七に、この法律の施行期日については、昭和三十六年度予算との関係上、昭和三十六年四月一日とすることにいたしております。

以上が矯正医官修学資金貸与法案の趣旨であります。

なお、この制度の施行に要する経費につきましては、貸費生五十人に対する貸与金として二百八十八万円が昭和三十六年度一般会計予算案に計上されております。などと慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願ひいたします。

○池田委員長 次に、本案に対する逐条説明を聴取いたします。大澤政府委員。

○大澤政府委員 ただいま政務次官から概要の御説明がございましたので、逐条につきまして御説明申し上げたいと思います。

第一条は、この法律の目的を規定したものです。矯正施設の収容者に対する医療の適正な管理が刑事政策上重要であり、かつ、これを担任する医師たる矯正施設職員を充実確保する必要性のきわめて大きいことにかんがみ、その方法として、医学を専攻する者で将来矯正施設に勤務しようとするものに對し、修学資金を貸与することを規定したものでございます。

第二条は、矯正医官修学資金を貸与する対象者を規定するとともに、財政法上の國の財産無償貸付法定の原則につり、政府がこれらの者に無利息で貸与する旨の契約を結ぶことができることを規定したものでございます。

第三条は、貸与方法について規定し

たものでございます。修学資金は原則として一ヵ月ごとに貸与すること及び貸与額については政令で定めることとしているものでございます。なお、この額は、政令において、学生に対しても六千円とする予定でございます。

第四条は、一年度に結ばれる修学資金貸与契約の総額が、あらかじめ予算で定める限度額をこえてはならないことを明示した規定でございます。

第五条は、保証人の規定でございまして、本条第一項は、修学資金の貸与を受けるには、保証人を立てる義務の限度額は九百万円となつておるのでございます。

第六条は、保証人の規定でございまして、本条第一項は、修学資金の貸与を受けるには、保証人を立てる義務の限度額は九百万円となつておるのでござります。

第七条は、被貸与者が実地修練を行つた後直ちに矯正施設の職員となつた上、その日から二年以内に医師となり、かつ、矯正医官として被貸与期間の三分の三以上在職したとき、または在職期間中公務により死亡しもしくは公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、被貸与者が返還の債務を受けることとができます。

第八条は、前項の免除の条件である在職期間は、月数計算によるところの計算方法の細目を政令に委任することを定めたものであります。

第九条は返還の債務の規定であります。被貸与者が修学をやめたときなど、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至った場合、政府が貸与契約を解除することを明示したものでございます。

第十項は、修学生が休学または停学させられたときは、その期間、貸与を休止することを規定したものでございます。

第三項は、修学生が正当の理由がなくて学業成績表の提出等を怠つたときは、貸与を一時保留することができるることを定めたものでございます。なお、このことを定めたものでございます。

第三項は、修学生が正当の理由がなくて学業成績表の提出等を怠つたときは、貸与を一時保留することができるることを定めたものでございます。

第七条は、返還の債務の当然免除の規定でございます。本条は、公衆衛生修学資金貸与の場合と同じく、貸与金の額は、政令において、学生に対してもは四千五百円、実地修練生に対しても六千円とする予定でございます。

第一条は、被貸与者が実地修練を行つた後直ちに矯正施設の職員となつた上、その日から二年以内に医師となり、かつ、矯正医官として被貸与期間の三分の三以上在職したとき、または在職期間中公務により死亡しもしくは公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、被貸与者が返還の債務を受けることとができます。

第二項は、前項の免除の条件である在職期間は、月数計算によるところの計算方法の細目を政令に委任することを定めたものであります。

第三項は、被貸与者が修学をやめたときなど、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至った場合、政府が貸与契約を解除することを定めたものであります。

第四項は、前項の規定でございます。

第五項は、被貸与者が修学をやめたときなど、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至った場合、政府が貸与契約を解除することを定めたものでございます。

第六項は、被貸与者が修学をやめたときなど、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至った場合、政府が貸与契約を解除することを定めたものでございます。

第七項は、被貸与者が修学をやめたときなど、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至った場合、政府が貸与契約を解除することを定めたものでございます。

その他の一連のテロ事件の根本原因は、昨年來の集団暴力の横行に表われた破壊工作にある。深沢七郎氏及び中央公論社の名誉毀損事件が直接の原因である。これらの原因を政府や国会が一つ一つ除いて行かなければ何等の解決はない。警察責任者の辞任などで解決のつくことではない。解決の方針を誤ると却つて政治テロの発生を助長し、益々混乱を来たし危機を招く。私個人の意見としては、当然、中央公論社の皇室名譽毀損事件については、正式の司法的措置を講すべきであり、又テロ発生の原因となつた集団暴力に対する必要な立法上の措置と現行法適用上の措置を講すべきだと考える。政治テロに対する刑罰の強化も考えられるが、同時に集団暴力に対する取締強化を実施しなければ、片手落ちとなり、却つて危機を招来する。政治テロが原因で集団暴力が起つたのではなく、集団暴力に対する諸対策の足りなさから政治テロが起つたのである。蠶山政道氏が昨日の毎日新聞の夕刊の憂楽帳欄に、「政治の喪失」という題で批評を書いておられたが、このような批評をされないようにしなければならないと思う。

さような感想を述べました意図でございますが、これは飯守裁判官の報告するところによりますと、同裁判官は念願しているものであり、現下の左右両翼の先鋒な対立を心から心配して、最近統発したテロ行為を憂い、その原因について深く思いを払つていたものであります。たまたま赤尾誠の勾留取り調べにあたつて、いよいよその感

うでございます。そして同裁判官は、この機会に述べるに至つたものだといふのでございます。そして同裁判官は、この感想を前記の勾留事件そのもの感想として述べたのではなく、これを機会に前記一連の右翼テロ事件について述べたのであります。そして同裁判官は、この感想として述べたのではなく、これ

を機会に前記一連の右翼テロ事件について述べたのであります。そして同裁判官は、この感想として述べたのではなく、これ

を機会に前記一連の右翼テロ事件について述べたのであります。

ただいま猪俣委員からお尋ねがあります。またいかなる動機でという点も、たゞいま申し上げました点につきまして、おのずからおわかりいただけるのではないかと考えておるわけであります。

ふうに言うことは、ともかくさようないでござります。ただし、一般的な刑事政策上の意見では、やはりこれは穏当でない。発言内容の云々ということよりも、ああいう時期において、新聞記者も一部の方々であるとはいへ、表明するといふこと

は、やはりこれは穏当でない。発言内容の云々といふことよりも、ああいう時期において、新聞記者も一部の方々であるとはいへ、表明するといふこと

は、やはりこれは穏当でない。発言内容のことがああいう時期にああいうふうに言うことは、ともかくさようないでござります。

○猪俣委員 裁判といつものが中正でなければならぬことは、裁判の基本原則です。これが疑われたら、裁判なん

なつかた理由はどこにあるのですか。なかつた理由はどこにあるのですか。裁判の中正を害したといふのではありません。しかし、それはそれといふふうに思われるのです。ですから、あ

らゆる裁判官が中立の態度をとり得るが疑われたら、裁判ぐらいおそろしいものはないわけです。ですから、あ

る。その中立性を疑われるような言葉でござります。

そこで、この際飯守裁判のためになされた。注意という処分をなされたのであります。この飯守裁判官は、前

のハガチー事件におきまして、異例なる法廷の秩序を守る法律か何かを適用して、被告人の弁護人を二十日間も拘置した人物です。今から考えれば、こういふはなはだ右翼的な考え方を持つておる判事であつたからああいう行動をやりました。こういふに

う意味で言つたが、自白を見ましても、とにかく、今重大な政治問題になつてゐることに対し非常に批判がある。

そこで裁判官会議の結果、注意処分をなされた。注意という処分をなされたのであります。この飯守裁判官は、前

の発言のどういうところが裁判官会議かねてから民主日本確立の基礎条件ともいべきいわゆる法の支配の確立を念願しているものであり、現下の左右両翼の先鋒な対立を心から心配して、最近統発したテロ行為を憂い、その原因について深く思いを払つていたものであります。たまたま赤尾誠の勾留取り調べにあたつて、いよいよその感

うでござります。そして同裁判官は、この感想として述べたのではなく、これ

を機会に前記一連の右翼テロ事件について述べたのであります。

○石田最高裁判所長官代理者 大体裁

判官といふ職責にある以上は、あくまでも公正で、中立性を保つていかななければならぬわけであります。いやし

くもその言動によりまして、さよくな

いたといふことは、私どもはどうもふ

なことがあっては相ならぬわけでござります。

いまして、これは裁判官たる者の守るべきいわば倫理の第一歩だらうと思

が、とにかくそういうことに対する確

固たる裁判官会議の意思が表明され

ておきます。あなたの立場としても、

それ以上御説明できぬかもしませ

ます。

それで、ただいま最高裁判所の裁判官会議の、いわゆる司法行政としての

最終的なものでござりますが、これに

ついていろいろ御批判があるようでござりますけれども、いわゆる裁判官会議の、いわゆる司法行政としての

立たしましては、三権分立という建

設から申しまして、そのお尋ねにはこ

とでござります。

あなたが多々ある。また一般の人は、裁判官

が多々ある。それに對して最高裁判所の應

じやないけれども、相当ニュアンスは

人が多々ある。また一般の人は、裁判官

を与えるがどうかという間に對しまし

て、そりいう意味ではない、要するに

政治テロを根絶するために云々とい

ふうに思ひます。

それで、ただいま最高裁判所の裁判官

会議の、いわゆる司法行政としての

立たしましては、三権分立という建

そこで、この飯守判事は非常に特別なる経歴を持つております。満州国の参事官あるいは高等法院の部長判事、そういう経歴、それから終戦後捕えられてソ連あるいは中国に長い間抑留せられた。こういう立場の人を直ちに裁判官に採用されるということについて、われわれは多少疑義があるわけでですが、これはいつどういう基準で裁判

格に對して疑いを持たなければならぬことを実は悲しむものであります。飯守裁判官は一九五五年四月二十五日、撫順のどういう場合における演説かは知りませんが、およそ四十分にわたる演説をなさつておる。それがティー プレコードーにとられておるのであります。私どもそれを聞いたわけであります。ですが、それによりますと、かような文句を言つておられるのであります。

の上で自分の罪悪を語り、みんなの感涙をさそったあの飯守君の涙は、そら涙か。飯守君は、しいられた作文で、中國をあざむいたといつてゐるらしい。じゃが、実は中国よりも、われわれ帰國者をあざむき、侮辱しているのではないか。」そうしてなおこのテープレコードの中にはかに、いわゆる手記なるものがあり、世の中に発表せられました。それに對して飯守さんは「大死にするつもりつ

ばならぬというようなことを言い、そ
うして天皇制を廢止して、民主共和國
にしなければならぬ、そうして自分も
そういう方向に努力するといふような
ことで結論をつけておる。こういう判
事が日本に帰つて今日裁判官になり、
「風流夢譚」は名聲毀損だ、なぜあれ
を告訴しないのか、そんなことをして
おるからテロが起るといふようなこ
とを放言しておる。しかし、弘嵩とら

は、日本に帰ってきてても多少謹慎しておるのが、僕は人の道じゃないかと思うのだ。こういうことを語ってきてからに、まるでこれと逆なことで、赤尾敏と同じような一休態度をとっているということは、これは裁判官としては人格的にもなってないと私どもは思う。あなた方はそれをどう考えるか。

○石田最高裁判所長官代理人 ただい
ま御免許のありましてこのような事例は、

○石田最高裁判所長官代理者 飯守判事は昭和三十一年八月一日に、非常に長い拘禁生活から解放されまして、内地へ帰つて参りました。同裁判官は昭和五年の司法官試補でありますて、昭和七年に判事に採用されました。たゞいま同判事の同僚はたくさん裁判所の中にもおるわけであります。そういう連中の間でも、何ら従来から妙な悪評等はなかつたのであります。帰りまして、長い間の拘禁生活を持ち、生活の道にも困つておるというような状況でございまして、裁判所といたしましてもあたたかく迎えますことは当然でございました。しかし、同判事をすぐにつき裁判官の中の判事にすることはしばらく差し控えまして、判事の資格は十分あつたのでございますが、ます多少様子を見てといふ意味で、最初八月の末に簡易裁判所判事として採用をいたしました。その後御本人の心身の回復並びに状況をよく勘察いたしました上、昭和三十三年四月四日判事に、任命は内閣であります。その後御本人の心身の回復並びに任命しかるべきといふ意味で、内閣へ任命しかるべきといふ意味の名簿を提出した次第でござります。

すが、自分の満州國における経歴を述べ、在任地における自分の犯罪行為を詳しく述べる。参事官としての行為あるいは高等法院の判事としての行為、それからそういう自己批判をなされ、それから日本の平和と独立のため闘うための決意として相当決意を披露されておられます。それは非常に堂々たるものでありますし、実際に独占資本をつけ、日本の帝国主義につき、彼らのかいらいとなつた自己の不明を謝し、中国人民に与えたばかり知れない修復に対して実に後悔することを表わされまして、そうして日本人の行く道は結局において天皇制をやめて、古い君主制度を廃止して、民主共和国となすよう各方面より民主化の政策を実行すべきものであります、といふような言葉も吐かれておるのではあります。これはどういう場合にされたのであるか直接わかりませんが、この週刊朝日におきまする記事を見ますると、この鐵守判事とともに撫順にとらわれの身となつて七年間も一緒に起居をともにしておった藤田茂元といふ元第五十九師團の師団長、中将であります。この人が説明しておることを見るに、千余人の日本人を前にして、演壇

な主張だけは保持して、向こうのいいなりに作った作文ですよこう言った。これに対してこの藤田茂元中将は非常に怒って、ここに長文のあれが書いてある。この藤田さんの説明によれば、手記が書かれたのは、すでに戦犯容疑者の方の調査は完了し、刑もきまつた後だった。もちろん中國側に提出するためでない。帰國を目前にして、日本人の間からだれ言うとなく、「日本に帰ったら、同胞に戦争の罪悪だけは理解してもらおう。そのためには、みなで文章を書いて、帰国後、出版しよう」という声が出たのだそうです。これに反対をして、どこまでもやはり軍事体制を美化している人もあるって、そういう人は書かなかつたけれども、しかしこの人がの中にはそれはよからうといふことで、同胞に読んでもらうために、ありますままを読みやすく書こうということを書いたのだ。千余人の日本人の間から互選された委員が編集に当たり、帰国の際に持ち帰ったのです。飯守氏の手記もその一編なんです、こういうことで書いたのだ。千余人の日本人の間でできますと、実に共産主義でなければ

言によれば、全くそれとは関係ないことを言っても、まだ向こうの領土にある以上は、幾らかやはり向こうにおもねった心境になつて、自分の本心でないことを言つたとたどり了解したといたしましても、人格者として、ゼントルマンとして、これだけの誓いを立てた人間は、良心にやはり何かやましい感じを持つて譲機すべきものだと思うのです。それをするで反対の、赤尾敏と同じような思想を持つてゐるのじやないかと疑われるような言行をやつていることは、飯守氏自身の人格を私は疑わざるを得ない。これはテープレコーダーも何でもあるから、あとで参考のために裁判所側もお聞きになつた方がいいと思う。しかし、こういう人は何か圧迫がかかると、またまるでそれと違つたことを言い出すかもしれないのでは、たよりないことにはなはだし。志賀義雄君なんて十八年間も刑務所の中に置いても転向しなかつた。それは志賀君は特別な人であるかもしれませんが、しかし、とにかく私はこういうことを言うたことそれ自身はとがめませんけれども、少なくとも良心のある人ならば、これほど言つてきただ以上

判所あるいは訴追委員会で十分御究明になりまして、もし飯守判事が裁判官に値しない、罷免の事由があるということならば、そういうふうに御処置相なるべきものと考えます。裁判所側といたしましては、かりにさような事実がわかりましても、当局者といたしますては、(律法的には何ら措置がないわけであります。

○猪俣委員 これもまたあなたと議論してみても仕方がないからやめておきます。お説のように訴追委員会でもつて徹底的に究明せられるでございましょう。ただあなたも司法行政の事務を取り扱っていられるのであるから、一体こういうふうに問題になるような政治的発言を裁判官がやるといふことに對して、裁判行政の一端として全国の裁判官に何らかの注意なりを促されたのであるかどうか。今後こういうことを二度と派生しないように、裁判官が行政権を侵害するような発言をしないということに対し、最高裁判所はいかなる処置をとられたのであるか、それをお聞きいたしたい。

○石田最高裁判所長官代理者 さればこそ、最高裁判所におきまして、裁判所法第八十条に基づきまして、飯守判

○石田最高裁判所長官代理者 飯守判事は昭和三十一年八月一日に、非常に長い拘禁生活から解放されまして、内地へ帰つて参りました。同裁判官は昭和五年の司法官試補でありまして、昭和七年に判事に採用されました。たゞいま同判事の同僚はたくさん裁判所の中にもおるわけであります。そういう連中の間でも、何ら從来から妙な恵評等はなかつたのであります。帰りましても、長い間の拘禁生活を持ち、生活の道にも困つておるというような状況でございまして、裁判所といたしましてもあたたかく迎えますことは当然でございました。しかし、同判事をすぐに裁判官の中の判事にすることはしばらく差し控えまして、判事の資格は十分あつたのでございますが、まず多少様子を見てといふ意味で、最初八月の末に簡易裁判所判事として採用をいたしました。その後御本人の心身の回復並びに状況をよく勘案いたしました上、昭和三十三年四月四日判事に、任命は内閣であります。裁判所の方から内閣へ任命しあるべしといふいわゆる名簿を提出した次第でござります。

○猪俣委員 飯守裁判官の行為に対しましては、私どもこの裁判官自身の人

ですが、自分の満州国における経験を述べ、在任地における自分の犯罪行為を詳しく述べておる。参事官としての行為あるいは高等法院の判事としての行為、それからそういう自己批判をなされ、それから日本の平和と独立のため闘うための決意として相当決意を披露されておるのであります。それは非常に堂々たるものであります。実に独占資本をつき、日本の帝国主義をつき、彼らのかいらいとなつた自己の不明を謝し、中國人民に与えたばかりのことを表わされまして、そうして日本人の行く道は結局において天皇制をやめて、古い君主制度を廃止して、民主共和国となすよう各方面より民主化の政策を実行すべきものであります、といふような言葉も吐かれておるのであります。これはどういう場合にされたのであるか直接わかりませんが、この週刊朝日におきまする記事を見ますと、この飯守判事とともに撫順にとらわれの身となつて七年間も一緒に起居をともにしておった藤田茂元といふ人第五十九師団の師団長、中将であります。この人が説明しておることを見るに、「千余人の日本人を前にして、演壇

な主張だけは保持して、向こうのいいなりに作った作文ですよこう言った。これに対してこの藤田茂元中将は非常に怒って、ここに長文のあれが書いてある。この藤田さんの説明によれば、手記が書かれたのは、すでに戦犯容疑者の方の調査は完了し、刑もきまつた後だった。もちろん中國側に提出するためでない。帰國を目前にして、日本人の間からだれ言うとなく、「日本に帰ったら、同胞に戦争の罪悪だけは理解してもらおう。そのためには、みなで文章を書いて、帰国後、出版しよう」という声が出たのだそうです。これに反対をして、どこまでもやはり軍事体制を美化している人もあるって、そういう人は書かなかつたけれども、しかしこの人がの中にはそれはよからうといふことで、同胞に読んでもらうために、ありますままを読みやすく書こうということを書いたのだ。千余人の日本人の間から互選された委員が編集に当たり、帰国の際に持ち帰ったのです。飯守氏の手記もその一編なんです、こういうことで書いたのだ。千余人の日本人の間でできますと、実に共産主義でなければ

言によれば、全くそれとは関係ないことを言っても、まだ向こうの領土にある以上は、幾らかやはり向こうにおもねった心境になつて、自分の本心でないことを言つたとたどり了解したといたしましても、人格者として、ゼントルマンとして、これだけの誓いを立てた人間は、良心にやはり何かやましい感じを持つて譲機すべきものだと思うのです。それをするで反対の、赤尾敏と同じような思想を持つてゐるのじやないかと疑われるような言行をやつていることは、飯守氏自身の人格を私は疑わざるを得ない。これはテープレコーダーも何でもあるから、あとで参考のために裁判所側もお聞きになつた方がいいと思う。しかし、こういう人は何か圧迫がかかると、またまるでそれと違つたことを言い出すかもしれないのでは、たよりないことにはなはだし。志賀義雄君なんて十八年間も刑務所の中に置いても転向しなかつた。それは志賀君は特別な人であるかもしれませんが、しかし、とにかく私はこういうことを言うたことそれ自身はとがめませんけれども、少なくとも良心のある人ならば、これほど言つてきただ以上

判所あるいは訴追委員会で十分御究明になりまして、もし飯守判事が裁判官に値しない、罷免の事由があるということならば、そういうふうに御処置相なるべきものと考えます。裁判所側といたしましては、かりにさような事実がわかりましても、当局者といたしますては、(律法的には何ら措置がないわけであります。

○猪俣委員 これもまたあなたと議論してみても仕方がないからやめておきます。お説のように訴追委員会でもつて徹底的に究明せられるでございましょう。ただあなたも司法行政の事務を取り扱っていられるのであるから、一体こういうふうに問題になるような政治的発言を裁判官がやるといふことに對して、裁判行政の一端として全国の裁判官に何らかの注意なりを促されたのであるかどうか。今後こういうことを二度と派生しないように、裁判官が行政権を侵害するような発言をしないということに対し、最高裁判所はいかなる処置をとられたのであるか、それをお聞きいたしたい。

○石田最高裁判所長官代理者 さればこそ、最高裁判所におきまして、裁判所法第八十条に基づきまして、飯守判

の質疑に答えて、裁判の途中において裁判所の立場を弁明しなければならぬといふことは、重大事件ではないかと私は思う。裁判所はきせんとして立つておるのなら、一被告に対しても法廷において所信を表明するというようなことはもつてのほかだと私は思う。私はこの声明したといふ裁判所の態度 자체が、裁判所全部に対する威信を傷つけてはいいか、かように思つてあります。して、もしかよなことが今後法廷において行なわれまするならば、どんな罪悪人でも、われは裁判所の態度を疑うといふような質疑を行なつたときに、一々被告に向かつてこういふ弁明をした後に裁判をしなければならぬといふことになつたら一体どうなりますか。事務長は、昨日の裁判所の所信を表明したといふことに對して、一体どのようにお考えになつておりますか。

○石田最高裁判所長官代理者 先ほど

猪俣委員の御質問に対しまして申し上

げましたように、ともかく飯守判事が

裁判官としてはああいうような意見を述べることは——個人的に意見述べることは何ら差しつかえないことだと

思いますが、ああいう機会にああいう内容のことを言つたということについては、最高裁判所でも遺憾であるといふことは申し上げた通りであります

が、これについては、全国の裁判官の中にも、程度の差はあります、裁判

官が節度を破つたといふ意見があることは、おそらくやむを得ないところと思ひます。ただ昨日の横川判事の法廷における裁判官に対するいろいろな積明のあつたことは新聞でも知りましたが、これはもちろん飯守判事の意

見の一つの波紋と見るよりほかはないと思いますが、しかし被告人、弁護人側の方でも、相當あれを法廷でいわゆる積極的にそういう作為をされたのではないかといふふうにも実は考へるわけあります。

○田中(幾)委員 昨日の所信の表明の内容のものはあなたの方に届いておりますか。これは新聞に書いてある通り

ますか。それは新聞に書いてある通りの所信の表明になつておきましたか。

○石田最高裁判所長官代理者 まだ調査中でございまして、私ども新聞記事で見ただけでございますから、正確な事実は存じません。

○田中(幾)委員 これは裁判官は弁明せずにあらずして、大いに裁判所の立場を弁明しなければならぬといふところまで、裁判の威信といふものが今落ちてきておるわけです。私は、直接に飯守事件がこの裁判所の所信表明と関係があるとは思ひません。しかしながら、かくのことくにして裁判所に対する国民の信頼といふものが消えていつたならば、これは非常に大きな問題であると思うのです。飯守裁判官の言動が問題になつておりますするけれども、私が問題に考えておりますのは、態

度そのものではありません。裁判官は良心に従つて裁判を行なうといふ憲法の条章が、はたしてこういう飯守裁判官のような裁判官によつて、一体何の

良心に従つて裁判をしておるのであるかといふことが、私は非常に問題になつておる限りであります。

○石田最高裁判所長官代理者 これまで新しい制度ができまして以来、いわゆる彈劾をされまして罷免といふ判定を受けましたのは、ただいまお話をございましたように二人でござります。

一人は川口簡易裁判所の高井判事、もう一人は厚木簡易裁判所の寺迫といふ裁判官につきましては、これはいざれも特別任用の簡易裁判所判事でござります。

高井裁判官につきましては、これはいろいろございまして、當時騒がれました

が、川口の簡易裁判所におりまし

て、交通事件の略式事件を四百件足らずも公訴棄却しなければならないよう

二、三過去の取り扱つた事件についてお伺いをしたいと思つてあります。

〔委員長退席 林委員長代理着席〕 お伺いをしたいと思つてあります。

ば、昭和三十一年に帶広の簡易裁判所の判事が威信失墜で罷免になつております。弾劾裁判所の判決を受けておりま

す。それから昭和二十九年に川口の簡易裁判所の判事が品位失墜といふことで、東京の高裁から過料九千円の処

罰金に付されております。それから昭和二十五年には大月簡易裁判所の判事が

品位失墜といふことで過料九千円、それから昭和三十二年には静岡地方裁判所浜松支庭の判事が威信失墜といふこと

とで御審判所にかけられましたけれども、罷免しないといふことになつて

おりますが、おそらくこれは懲戒もし

くは過料に処されておると思うのであります。品位を著しく落としたといふ

ことが理由で罷免になつたわけでございません。

○田中(幾)委員 これが、これまで自分が関係した調停の帰り道に、申立てをされたときです。品位を著しく落としたといふ

ことがあります。それから寺迫といふ裁判官は、これまで自分が関係した調停の帰り道に、申立てをされたときです。品位を著しく落としたといふ

ことがあります。それから寺迫といふ裁判官としてとうてい許されないわゆる破廉恥的な非行といふことで、これはいずれも弾劾の判定を受けたのであります。さらに先ほどお話しの静岡の問題は、これは当時や

さりやうな裁判官としてとうてい許されないわゆる破廉恥的な非行といふことで、これはいずれも弾劾の判定を受けたのであります。さらに先ほどお話しの静岡の問題は、これは当時や

さりやうな裁判官としてとうい

うことで、これはいずれも弾劾の判定を受けたのであります。さらに先ほどお話しの静岡の問題は、これは当時や

さりやうな裁判官としてとうい

裁判官は自己の良心に従つて独立してその職務を行なうと、いふ規定のあることは御承知の通りであります。この良心に従つて裁判を行なうといふことは非常なむずかしい議論があるのであります。昭和二十七年の四月十五日に発行されました「ジャーリスト」八号の「裁判官と良心」、それから飯守判事のにいさんであります田中耕太郎氏の「司法官論」の中に、この点を非常に論議をいたしまして、良心とは一体何かといえば、これは自分個人の良心をいうのではない。裁判官としてあるべき良心をいうのである。もし自分の個人の良心と裁判官としての良心にそごをきたすようなことがあれば、自分は裁判官をむしろやめるべきであろうというよろんな議論をなさっております。もし自己の良心、個人の思想、人生観に基づいて、裁判が独善的に行なわれるということになりますならば、私は憲法にいう良心に従つてといふことが非常にゆがめられると思うのであります。まして、勢い裁判は独善的にならざるを得ないのであって、そういうことが国民に一般にわかつてきますならば、裁判官に対する信頼といふものは非常に後退するわけであります。そこで、裁判官が良心に従つて裁判を行なうかどうかということは、この飯守判事の所見が正しかったか正しくないかということとは別問題です。本人は今でも正しいと思っておるのですから……。記者会見においても私の所信は正しいんだということを、注意を受けた後にも彼はこれを曲げずに言つておる。自分の所信として正しいと考えることと本体は、これは自由だからよろしい。よろしいけれども、自分の、個人の正し

いと思うそのことによって裁判を行なう人であるということだが、國民にわかりますならば、この人は非常に片寄った裁判をする人であるといふことが認められて、裁判所の独立性、中立性といふものは私は非常に危険になると風います。事務長は、この独立あるいは良心に従つて行なうといふことを、裁判官として一体どういうふうにお考えになつておりますか。

○石田最高裁判所長官代理者 その良心に従つて独立して云々という点につきましては、ただいま御所見がございました通りに大体考えておるわけではございません。かりに自分の人生觀や世界觀あるいは宗教、いろいろな点がございましても、やはりこれは自分だけのさよならなもので動くべきではなく、さらに客観的な、それを乗り越えた一つの裁判官の良心というものがあると思ふのでございます。飯守判事の場合、中立性を被るるような行為はありますけれども、飯守判事は決して良心に反して何か裁判をしたというふうな事実はさらにはないわけではございます。

○田中(幾)委員 良心に従つて裁判を行なうということ、これはわれわれさようにありたいと思うのであります。飯守判事の場合は、具体的な事件に自分の個人の意見を差はさんだとは私は申しません。そこまでわれわれは立ち入るべき立場でもないし、裁判の内容には立ち入ることはできませんけれども、自分の個人の信念を一つのよりどころとしてこの人は裁判をするのでないか、そういうところからあの勝手な行動、言動を起こした、こういうところから見て、最高裁も注意をなさつたのでございましょうけれども、も

う一步突っ込んで、こゝへいらか
ら、ほかの裁判官もこうではないかと
いう疑惑の種をまいた事実、これは私
は争えないと思うのであります。そ
の意味におきまして、私は裁判官の威
信を非常に害したと考へておるのであ
りますして、私はこういう裁判官の司法
界におられるということをまことに悲
しむのであります。この点をあなた方に
そうぞううといふ御答弁を伺うことは
少し突つ込んでおりますから、私はそ
こまで御答弁は求めませんけれども、
この注意の処分を見まして私の感じた
ことは、これは裁判官全部に大きな疑
惑を与える。飯守裁判官自身だけでは
ありません。裁判官全部に対しても大き
な威信を失つたのではないか。従いま
して、裁判所があのよくな所信述べ
なければならぬというところまで司法
官が追い込まれてきたのである。かよ
うに考えますので、ここで私は責任を
追及しようとは思いませんけれども、
こういうところまで司法官が国民の疑
惑を呼んできたということに対しても非
常に遺憾の意を表しまして、私の質問
を終わります。

という、そのこと等に対しても、非常に大きな両面においての関心を持つておると思うのであります。そのことについて私は、今度の最高裁のとられた注意という処分、かような処分をされたほんとうの趣意はどこにあるのである、ということをお聞きしたいのであります。

〔林委員長代理退席、委員長着席〕

飯守裁判官のその発言といふものは、裁判官の分限法によつては、何も申し立てがあつたというふうには見えません。しかし、そうすると、そこにはそれに当たらないといふ内部においての一つの判定が私ははあると思つ。しかしそれにもかかわらず、これは特に一般行政監督の立場からして、最高裁において裁判官の会議を開いて、そらしてその結果としてこの注意をしたというところに、私はその特別なる意味があると考えるのであります。その点をお聞きしたいのです。

○石田最高裁判所長官代理 最高裁判所は裁判官会議を二回開きましたし慎重に審議した結果が、この注意となつたわけでございますが、この理由とすることは結局これにもございますよろに、「裁判官は、個人的な感想を表現するに当つても、その地位と職責の重大性に鑑み、世人に与える影響等を考慮し、その時期および方法について慎重であり、特に裁判官の公正を疑われるような誤解の起ることのないよう注意しなければならないところ」という一節がございますが、要するに、かよな観点からこの注意となつたわけだと思います。根拠は先ほど申しましたように、裁判所法の第八十条に基づきまして最高裁判所が最終の監督権

限を行使するところでございます。しかしながら、かよくな注意をしよう——裁判官会議の内容については申し上げるわけには参りませんけれども、しかし、社局申し上げてもいいことは、訴追の趣求はしない、それから分限の申し立てもしないという結論は出ております。それは申し上げてもいいわけでございます。

○井伊委員 この注意の処分をされましての影響、裁判官内部における監督権、こういったものについてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○石田最高裁判所長官代理者 今回の飯守裁判官の発言が巻き起こしましたようなことは、もとより好ましくないことでござります。結局今回の一連のものに対して最高裁もはつきり監督権行使いたしましたが、かよくなことが契機になつて、むしろ全国の裁判官がさような問題について深く掘り下げてめいめいがよく反省されるという機会を与えたもので、その意味においてはむしろ、何と申しますか、さような契機になつたと思っております。

○井伊委員 飯守裁判官の発言に対する態度といふか、決意といふか、そのときに、われわれは職務の上において得た知識を、立法あるいは行政に役立つと思うようなときは発言を許される場合もあれば、また積極的に発言すべきであります。こういう態度、そういう場合もあると思う。自分の発言はその後者であるということを言っておるのであります。こういう態度、その職務の上から得た知識を、どうしてもいいといふことが許されるかをしてもいいといふことか

どうか、それが裁判官の態度として、
考え方として許されるかどうか、それは

どうでありますようか。

○石田最高裁判所長官代理者 裁判官
といえどもいろいろなことを考え、いろいろな機会に意見を述べることは許されていると思いますが、やはり裁判官として述べる場合には、時と場合とを十分に考えて述べるべきであろうと
思います。飯守裁判官がさようなことを何か表明しておられたようございま
すが、これは飯守判事のお考えでござ
いますが、私いたしましては、やは
りさような問題については、裁判官
は十分慎重であらねばならぬと考えま
す。

に、飯守判事が言われたことは、あれは何か正式の文書でお出しになつたのですか。あれは飯守判事が言つたことが問題になつてから、後刻飯守判事にお問い合わせになる、あるいは書類でお問い合わせになる、あるいは口頭でお問い合わせになつて、飯守判事が言つたことを、あなたの方で再録されてここで発表なさつたのでございましょうか。

態度で私に抗議なさつた。これは記録にちゃんと残つております。案の定、今度のようなことを引き起こしているのですね。私の心配したことの方が当たつているのですよ。ところで、刑事十四部の担当は、あれは頗る機械的で、割り当てられるのですか、一つこれは私が担当してやりましょうといふ勇気のある人に割り当てていくのです

(義)委員「六人でしよう。」と呼ぶ) 六人ですか。大体は順点でやりますが、しかし事柄の難易というものがござりますから、そこは相談して、多少変える場合があるのではないか、実は大へん申しわけないのでございますが、私正確には知らないのでありますけれども、大体そんなところではなからうかと思います。

見方で、これ自体もあまりよくはありませんが、問題はこれからあとにあります。「裁判所としては、新しい年のはじめに、十分に事態を認識し、適切に職責を遂行するよう心掛けなければならない」とおもいます。わけても、廷の秩序をどこまでも維持するとともに、裁判ができるだけ早く進めるように工夫することが肝要であります。」

○石田最高裁判所長官代理者 十四部
に飯守判事が配属されたことは、これ
は東京地方裁判所の裁判官会議できめ
てあることあります。

○志賀(義)委員 いや、刑事十四部に
配属されたそれは、裁判官会議でやら
ることも当然のことですが、私はお

○志賀(義)委員 石田事務総長よく御存じないようでござりますから、その点一つよくお調べになつて、後日ここで御報告を願いたいと思います。今の御答弁ではあまり自信がないようでございます。判事の数も私の方がよく知つている。

ういうふうに言っておられます。(「その通りだ、どこが悪い」と呼ぶ者あり)
もう少しよく聞きなさい。今に赤面するよ。

るの注意処分といふものか、先ほどござ
れに對しての影響をお聞きしたのです
が、内部におきましては、これはあま
りに強いところの处分であるといふよ
うな意見もあるやに聞いておるのであ
ります。それと反対に、このことはき
わめて弱いというようなことを批判す
るところの者もおると聞いております
す。これに対しましては、実際上はそ
ういうことがありますか、ありません
か。

○石田最高裁判所長官代理者　まだ私
どもそういう意見を聞いておりません
けれども、重いとか軽いとかいろいろ
な意見はあるらうかと思いますが、これ
はそれぞれの人によることございま
すので、何とも申し上げられないと思
います。

○志賀義雄君
志賀義雄君。
○志賀(義)委員 先ほど石田事務総長
が、最初にこのたびの審議の便宜のた
めにおつしやって下さったところの中

○志賀(善)委員 ありますか。それで
は、それがあとで質問いたしますが、
まず、飯守判事はハガチー事件のとき
にも担当しておられました。現に私は
その法廷に居合わせましたので、後
日、当法務委員会において、どうもこ
の人は少し正常でないというような、
モノマニアといふ言葉ですね。偏執狂
ではないかということで御注意を申し
上げたときに、事務次長は憤然とした

励の手紙を出している。それが後日当法務委員会でも非常に問題になつたことがありました。この飯守判事が武勇伝をやるためにみずから買って出たのか、順序で機械的に割り当てられて、偶然ハガチー事件もやり、今度の事件も取り扱われたのか、それを伺つていいのです。

て、暴力的なデモがいくたびもくりかえされ」（「その通り」と呼ぶ者あり）それは反動団体が言う。「経済の分野でも、三池争議のように、腕力的な闘争が長く長く続きました」（「その通り」と呼ぶ者あり）君たちのやり方が悪いからこういうことになる。「戦争が終つてから十五年もたちまして、もう常態に復したとおもつていましたのに、またことに意外でもあり、遺憾でもあります。」「これはまあ長官の一つのものの

当の裁判官がきせんとした態度で秩序の維持に努力したことは、やがて東京地方裁判所の裁判官一同の総意をもつて、弁護士倫理の確立を日本弁護士連合会に要請することになりました。」こう言っている。(「りっぱなことだ」と呼ぶ者あり)いいですか、このハガチー事件の担当判事は飯守君でした。こういふよくな、長官が激励するようなことを言ふから、今度は新聞でも、最高裁判所が今度の取り扱いに

非常に苦慮すると新聞にみな書いてある。そういうことになつてくるのです。あなたは裁判の眞実の追求ということが根本原則であるということを否定されますかどうか、それをまず伺いたい。

いわゆる適正迅速、いつもこれは二つ対言葉になつておりますが、適正と求ということは、これはもう一番大事なこととして何人も頭から離れておりません。ただ遺憾ながら、ややともいたしますと、迅速という点が欠けまして、裁判がおくれがちである。でござりますから、こういふうな場合には、いつも裁判を早くということが出で参ります。それから法廷秩序維持の問題は、この委員会でもあるいは問題にしていただいたことがあるのかもしらぬと存じますが、ためにする、何と申しますか、法廷における一部の弁護人の御連中とかあるいは被告になつた御連中が、ややもすると法廷を軽視いたしまして、戦前のいわゆる法廷戦術、法廷闘争といふものの並流がいまだに絶えませんので、それでは眞実を探求すべき神聖な法廷で、そういうわゆる公判闘争式なことが行なわれますと、ほんとうに眞実探求ができませんので、裁判所側としては、法廷の秩序維持といふことについては伝統的に戦後非常に努力をいたしております。

○志賀(義)委員 ところがその横田長官は、この二月六日の全国高裁長官、地裁、家裁所長会同でこう言つております。「事態に応じて果斷な処置をとることが何よりも大切である。一時の困難が生ずるかもしれないが、こうい

そこで、私は次に伺いますが、最高裁はなるほどそういう注意をなさつたようですが、地方裁判所も独自に彈劾法第十五条第二項によつて罷免要求を争がいけないのということになる。それがあつたからこそ、菅生事件だつて真実が発見されたじゃありませんか。裁判所の外で菅生事件の真実が発見されたでしよう。一審で大誤審をやつておつた。私も参加して努力したからこそ、真犯人がだれであるかということがわかつってきたのです。また有名な松川事件にしても、諭訪メモの問題で、これが最高裁の原審差し戻しという判決の大きな動力になったことは、判決理由書を見れば明らかであります。今あなたが言われたように、何でもかんでも裁判に食つてかかるものだ——なぜ民衆の力を集めて真実発見に努力する者に対して、そのことを忘れて、迅速々々といふようなことを言われるが。新任されたばかりの横田長官が、これを鼓舞激励されたから今度のよろな事件が起り、最高裁でも苦慮されてしまつたんじやありませんか。私は飯守判事が、ただ彼が個人的に性格が変であるから、頭がどうかしているから、それであらいうことを個人でやつた、慎重な態度を欠いたという注意ではない、実は最高裁の態度そのものに今度の原因があるということを言いたいのです。

おりますが、飯守判事が直属している東京地裁は何か態度を決定されたのか、これから態度を決定されるつもりかどうか。すでに先ほど田中委員の発言にありました。昨日の法廷でも個々の判事は被告及び弁護人側の心配に対して意見を述べております。最薄裁がやられて、それでもって地裁の方では何かやられるかどうか、そういうことはお聞きになっておりませんか。

○石田最高裁判所長官代理者 全然今のところ聞いておりません。

○志賀(義)委員 本来は飯守判事の直属するところの地裁でもってやられるのが順序と思つて、私どもはこれを待つておりました。どうも最高裁は、きょう法務委員会が開かれ、これが政治問題化するのをおそれ、先手を打つて異例の注意、今まで前例のない注意をされたのだろうということは、消息通りでだいぶうわさが出ております。

そこで、この飯守判事のことについて、もと中国にいたときの戦争犯罪人としての問題が猪俣委員から出されました。幸い私はここに飯守判事が、法務大臣もよく聞いて下さり。向こうで自発的に日本人の間で述べたことが、テーブレコーダーにとつてあります。

これを聞きになると、今度異例の発言を飯守判事自身がしたことが非常にはつきりよくわかるのであります。実は、私はきょう法務委員会の理事会に出席して、これを法務委員会で参考のために聞かれることを言った理由は、前例があるからであります。ことに自己民党の方の委員の方から請求があつたことは、吹田事件について、法廷で被

告が黙禱したという事件が、かつてことがあります。そのときに、自民党委員諸君の強力な主張によつて、これは法廷の録音であつたものをわざわざここで読んだことがあるのです。(出所不明だよ。そんものは「と呼ぶ者あり) 出所不明かどうか、一つ聞いてやうじやないか。これが飯守判事の言つたものであることは……。

〔発言する者多し〕

○池田委員長 賀間を続けて下さい。

○志賀(義)委員 言つたものであることは、音声学上からも科学的に証明される。聞かないでそういうことを言つたのである。(「どこから持つてきました」と呼ぶ者あり) 中国から持つてきたんだ。しかもこれは日本に帰ってきて全国のカトリックの親友に訴えるということで手記を発表しているが、それと全く同じなんです。日本に帰つて彼が発表した文書と全く同じなんですね。法務委員会だから、証拠が必要なら、そういうことはつきり言うことができる。ところがきょうこれがかけられることを理事会で自民党の諸君によつて否決された。大体訴訟事件に関することまでも三権分立の原則に従つていけないと言われるのに、吹田事件ではあえてここへ検事総長までが出席して、委員長が委員会に詣つてこの吹田事件のものを発表している。これをお聞きになれば、飯守判事といふ人がどういふ人であるかということがよくわかるし、今度の彼の軽率な発言、あるいは慎重を欠いた発言、あるいは裁判官としてあるまじき発言が偶然ではないということがわかる。(〔訴追委員会でやれよ。」と呼ぶ者あり)

だからこれを訴追委員会に出すばかりでなく、私はこれをきよよることでござります。それでは、これは後日訴追委員会でも聞かれるそりでありますから、石田さんたちも十分そのときにお聞き下さることを希望するのであります。大体こういうものをおそれるなんぞ……。(おそれやしないよ)「日本の国会」じゃないの。(と呼ぶ者あり)外部のことだつて、晩に衝る事件だつてここでやつたんだ。みなことで証言をとつておるんだ。そんなことをおなれると、自民党の多数政党的權威にむかわりますよ。

も、その地位と職責の重大性に鑑み、世人に与える影響等を考慮し、その時期おより方法について慎重であり、「ここで一区切りになつておる。その次に「特に裁判官の公正を疑われるような誤解の起ることのないよう」に注意しなければならないところ、貴官はこの点の配慮を欠き、右感想の発表を苟留決定の質疑終了直後、しかも裁判官室においてしたため、あたかも右の公正について疑いを起させめるような誤解を招いたことは、極めて遺憾である」というふうになつておりますね。そこで今私が読み上げた注意の内容は、時期及び方法が慎重を欠いたということ、裁判官の公正を疑われるような誤解の起ころる点について配慮がなかつたということ、ただいまのところこの二点になりますね。

す。それで内容 자체は、これは見る人によつてずいぶん価値評価が違うのではないかといふうに私は考えます。最高裁としては別にその問題には触れておらず、ただあいう内容のことをあいう時期と方法でやつたのがつまら正直を疑われるような誤解を招いた。そういう意味でございまして、内容自体については何ら判定はしてないわけでございます。

○志賀(義)委員 猪俣委員の質問に対して、私が最初に申しましたことについて、石田総長は、三権分立の建前からといふことを言わるので、当法務委員会で、立法府として司法府に対して、特に裁判、訴訟指示等の問題について立ち入ることは、われわれの側では控えておるのであります。しかしながら先ほど私がお尋ねした際、メモに基づいてあなたが報告されたところによると、政府また国会についての表現もあります。三権分立の建前から裁判所のことについては立ち入っては困る。また逆にいえれば、国会のことについて一裁判官がこういうことを言うのは妥当であるかどうか、こういう内容は問題になりましたかどうか、その点を伺います。

○石田最高裁判所長官代理者 裁判官

会議の内容にわたることでございますから、お答えはできないわけでございますが、さような点は特に論議には出なかつたのではないかと思います。

○志賀(義)委員 今裁判官会同のことについては内容は言わないが、特に論議には出なかつたと言われる。そつしまとすると、あなたは三権分立の建前で国会上で内容のことは言えない、また行政上のことについてならないけれども、裁

判所のやることについてあれこれ言わわれ。しかし飯守判所は、ほかでもない、赤尾敏の勾留の件について、その直後裁判官室でいろいろ意見を發表しておりますね。これはそもそもあなた方の固執なさる三権分立からいって正しい発言であったかどうか、そのことはどうでございましょう。

○石田最高裁判所長官代理者 要するに、飯守判事の個人的な意見でございまして、いわゆる裁判所の側の意見として述べておるわけではございませんから、それは問題はながろうと思います。

○志賀(義)委員 飯守判事の個人的意見だから、裁判所としては問題にしない……。

○石田最高裁判所長官代理者 問題にしないといふよりも……。

○志賀(義)委員 内容と時期と方法、これをしいて無理に切り離そとうとなさるから、あなたの御答弁は無理がいくつあります。現に、飯守判事は、三月二日の日本経済新聞によりますと、今度の注意処分をどう思うかという問い合わせ、「裁判官である限りにおいて最高裁の注意に傾聴します。」

今度の注意は私の談話の内容をいけないと言っているのではないと解釈している。問題は発表の時期、場所、方法が穩当を欠いたということで、私は談話の内容の正當性については絶対の確信を持っている。」と言つておるのである。問題は発表の時期、場所、方法も予断と偏見を持って裁判に臨む、こういふおそれがあるからこそ、昨日の全学連の事件でも被告及び弁護人側が問題にして、現に問題が起つておる

なたの方は言うけれども、現にそういうことが起つておる。それで裁判長が特にその点について説明しなければならないことになつてゐるのであります。大体、最高裁は、三権分立で、こつちに干渉してくれては困ると言ふ。しかし勝手な批評をする。こういうことになると非常に困るのであります。だから、私どもはその点について今質問しているわけであります。その点をもう一度はつきり言つていただきたい。

かに警察も検察厅も裁判所も譲った判斷であるの婦人を懲役十五年に処しておると確信しております。そういう事件が幾つもある。これは法務省も裁判所も法務委員会も協力して眞実を發見すべき問題です。今まで法務委員会でもそういうことで事態が明らかになつてゐる。しかるに、この飯守判事は、明らかに予断と偏見を持つてかかるつておるから、今度のよほな事態を引き起すのです。そのおそれがなかつたら、何の必要があつて最高裁は裁判官会同まで開いて、苦慮して、こういう異例の注意を発表されたのですか。

では最後に伺いますが、なぜ今度のようないくつかの異例な注意を発表されたのですか、その真意をもう一度伺います。裁判の公正を疑われるから、そういうことのないように出されたのでしょうか。それ以外ないでしよう。その点をほつきり言つて下さい。

○石田最高裁判所長官代理者 先刻大体申し上げたことに尽するかと思います。

○志賀(義)委員 大体今のようなことで、最高裁判所のやることもわれわれ信頼できません。今後とも長官を初め忘れておられる眞実の追求ということについては私どもはどこまでもやつて、最高裁判所が往々間違ひをやることについても、下級裁判所でも、そういうことについてはどこまでもやつてあります。今後ともこの問題は尾を引きますから、そのことだけ申し上げて私の質問を終わります。

○池田委員長 この際一言申し上げます。

午後の理事会におきましてあらためて質疑者の順序通告を受けたのであり

徵、また半がて象徴になる人、その夫妻は、普通の人間とはちがうから、人権を考慮する必要がない、と考えたのだろうか。とすれば非常識な話である。天皇ご夫妻や皇太子ご夫妻にも、人権の点では、どの人間ともちがつとも変わらぬ人権がある」、「問題の中心点は人権である。天皇であろうが皇太子であろうが、有名人であろうが、無名人であろうが、実在の人物をとらえてこんな風に書くのは、ヒューマニティに反する。小説だからよい、夢物語だから許されるといふものではなかろう。」、こういふふうに言うておるのでござります。私は「風流夢譚」こそ最も悪質なる人権をじゅりんする「筆の暴力」であり、名誉毀損であり、大なる侮辱であると考えるものでございます。中央公論の内部の事情に通ずる者の情報によりますと、中央公論の編集部には共産党細胞がありまして、昭和二十二、三年ころには最もその数が多かつたが、その後弱くなつて、昭和三十年の六全協後に共産党本部文化部長蔵原惟人君指導のもとに細胞を再建して、編集の予備会議を旅館やアジトで開き、細胞会議には日共党員が出席指導しておる。中央公論の細胞は社の実権を握っているのが特色で、細胞の目的は編集を通じて日共の政策を国民に浸透するにありといふよくなことが伝えられておりますが、これについての情報を承りたいと思います。

どもの立場で確認できるかどうかという問題でありまするが、ただいまのところはその存在があるかないかといふことについて調査中でありますて、遺憾ながらまだ終局的にどうこうと申し上げる段階には至っていないので、御

○羽田委員 もつと大臣としては勇氣を持つて、所信に邁進をするということだが――低姿勢が池田内閣の考え方であるということは――いわゆる野党やなんかに對していたずらにけんかを争うということはない。これは低姿勢

わゆる革新的学者、評論家があまりに多いことは、遺憾千万と私は考えておりますのでございます。一体世界のどこにわが国はどう言論の自由が許されておるところの国がございましょうか。もしソ連や中共の小説家が、その作品にお

ます。しかしながら、憲法上認められた基本的な重要な権利ではありますけれども、この自由の享受につきましては、これを行ふにつきましては、またおのずから憲法上限度があるのであります。言ひかえれば、それは公社

○羽田泰民 とにかくこういふうに考えてみますと、この「風流夢譚」というものは、単なる文芸作品でなくて、天皇の権威を地に落として、日本の天皇制を否定する意図があると考えられるのでござりますが、これに対して植木大臣の所感を承りたいと思います。

中央公論の責任はすこぶる重大なものがあると思うのでございます。総合雑誌中最古を誇る中央公論が、取扱選択自由の編集権を持ちながら、あえてかからず人権じゅうりん、国家の象徴冒濶の原稿をマスコミの雑誌に掲載した責任は、筆者以上に重大と言わなければならぬと思ふのでございます。憲法第二十一条の言論、出版その他一切の表現の自由は、憲法第十一條の基本的人権と、第十二条の公共の福祉に反せざる限度内において許されておるべきものでありまして、放縱無制限な自由を、憲法は許していないのでございます。それを、脚を開けば言論の自由を侵犯するものだと鼓を鳴らして反対するい

それは例の深沢氏の意図そのものにつきましては、どことあるかという問題をこの際私が感想なり批判を申し述べることを差し控えますのは、冒下これらの方題について總理としては慎重に考慮中なんで、従いまして私どもといたしましても、この際意見を申し上げることは適当じやない、こう考えたからでござります。この点御了承願います。

います。私のところにも元知事をした人やその他の参り、あるいは高等学校や大学の友人等に会いましても、なぜ国会はこういうことについて質問をしないかといってわれわれの胸をとつてかかるよううな諸君が相当多いといふことをよく御理解いただきたいと思うのでござります。飯守裁判官もその一人にしかすぎないと私は思つているのでござります。ましてこれを専門の仕事としております右翼の赤尾敏君が痛憤することは、当然の帰趨でござります。彼にすれば、社会主義革命が成れば、自分たちはまつ先に殺されるのだという考えに立つてゐるからであります。小森少年が鳩中家に侵入して夫人

○羽田委員 もうと大臣としては勇氣を持つて、所信に邁進をするということだが——低姿勢が池田内閣の考え方であるといふことは——いわゆる野党やなんかに対していたずらにけんかを巻き上げる段階には至っていないので、御了承いただきたいと思います。

○羽田委員 今回の「風流夢譚」も深沢君が一人で作つたものでなくて、どうも共産党あるいは編集部員と一緒に共同謀議をしたというようならわさがあるでござります。ことに中公の細胞は、印刷工場に回す前に、原稿を日共文化部に持つていて検分してもらつたということでござりますが、これについて闘次長のお知りになつた情報を承りたいと思います。

○闘(之)政府委員 情報上は、そういうことがあるとも私は聞いておりますけれども、今のお話の点について、それも私の方として確認するとかいうようなところでには至つておらないのであります。

次に、言論の自由について植木大臣にお尋ねをいたしたいと思います。戦時中ならば情報局總裁というようなものがございましたが、そういうものがいないでござります。従つて、植木大臣の所管外ではございますが、申し上げたいと思うのでござります。

とにかく以上の細胞のことは別といたしましても、この小説を掲載した中

わゆる革新的学者、評論家があまりに多いことは、遺憾千万と私は考えておるのでござります。一体世界のどこにわが国ほど言論の自由が許されておるところの国がございましょうか。もしソ連や中共の小説家が、その作品において、たとい夢物語にせよ、反革命が成功して、フルシチヨフ首相や毛沢東主席が斬殺されたといふような話でも載せたら、直ちに肅清されることは火を見るよりも明らかでござります。ソ連の小説家パステルナークの「ドクトル・ジバコ」という小説が反共的だといでのノーベル賞の受賞を拒否させられ、ソ連作家群から除名せられ、閑死することになったことによっても明らかなところでござります。これに対して植木大臣の御所見を承りたいと思ひます。

ます。しかしながら、憲法上認められた基本的な重要な権利ではありますけれども、この自由の享受につきましては、これを行使するにつきましては、またおのづから憲法上限度があるのであります。言いかえれば、それは公共の福祉に違反しない程度においてこれを行使しなければならぬということになります。従つて、言論の自由あるいは表現の自由等につきましても、おのづから健全なる良識と節度を守つて、その上にこの自由をお互いに行使して参るというふうにありたいもの、かように私は考える次第でござります。

に傷を負わせ、お手伝いの婦人を殺害したことは全く許せぬ非行でございまして、そのよって来たるところに深い原因があるということを、この際私ははつきり認識すべきではないかと思うのでございます。

次にお尋ねいたしたいのは、深沢七郎君と鷹中社長を告訴するということをござりますが、天皇と国民の関係はもちろのこと、はたして検事が起訴するかどうか、さらに裁判所において革新陣営の弁護士から天皇及び皇太子の証人喚問の要求があり、万一裁判長がこれを許すといらうような場合が起つたことを考えると、軽々しく告訴するといふことができないで、おそらく池田繪理も非常に心中悩まれておる、植木大臣もその補助をいたす方として非常に悩まれておると存ずる次第でありますから、あえてこのことについて質問はいたしません。ただ、非常に悩まれておる問題であろう、こういうふうに考えるのでござります。そこへ持ってきて、日教組発行の雑誌「教育評論」臨時号の「教師の芸術」の中に、「御薦」という第二の「風流夢譚」が世の中に出まして、世の憤慨を買つておるような次第でござります。将来再びかかる重大な侮辱を國民の象徴たる皇室に加えるといふようなことが起つた場合には備えて、刑法を改正して、総理大臣がかわって告訴するといふような回り道をやめて、自動的に——國家の象徴を侮辱する罪の一条を新たに設ける意思があるかどうか。(不敬罪か)と呼ぶ者あり)このことについて、不敬罪とはあえて申しませんが、とにかく國家の象徴を侮辱する、あるいは名誉を毀損するというこ

との罪を、一条刑法に加える意思があるかどうかということを法務大臣にお尋ねをいたします。

○権木國務大臣 御質問の点につきま

しては、われわれといたしまして、それがいろいろな場合を考え、かつまた現行法の運用等も考えて、いろいろな現行法の運用等も考えて、今研究をいたしております。従いまして、今御質問のよろな象徴に対しても、もちろんの立場を取るが、どうかといらうよろなことについては、まだお答え申すべき時期に達しております。

○羽田委員 とにかく諸外国におきましても、君主國であると、あるいは共

和國であるとを問わず、國王あるいは大統領等、一国の元首については特別の名譽毀損罪を規定しておる国が少な

くないのであります。たとえば、西ドイツ、エーリヤーのうち、右翼思想にか

ぶれた者が実際に山口二矢少年であり、小森少年であります。従つて、こんな社会の状態が続いたらば、幾人の山口少年、小森少年が出現するか、予断を許さぬものがあると私は思うので

ございます。

しかば、一体なぜ少年たちをして暴力行為を平氣の平左でやらせておるのかということについて、私は深く反省をいたしてみたいと思うのでござい

ます。それは、教師が暴力行為を身をもつて教えるからであります。勤務評定反対、道徳教育講習会の反対で、教

師みずからが法律をじゅうりんして、目に余る集団暴力行為を実演してみせます。これが直ちに無心な生徒たちに反映をいたして、暴力行為を日常茶飯事のごとく、無反省に実行に至らしめておると思うのでございます。戦後の教育は、人の踏むべき道を教える道徳教育がなかつた。家庭におけるきびしい

の基が立たないと私は思うのでござい

ます。

次に、学校教師の集団暴力の問題に

ついて、頬顎部次官にお尋ねをいたしました。学校の卒業期もい

なければなりません。神聖な教師たる身分を忘れ、一労働者となつて、革命を指向する日教組の集団暴力に身を投じつあるところに、少年テロを生むことがあります。そこで、御指摘のよう

な学生のいわゆる集団暴力といふよ

うなもののが間々見られるような状態は、遺憾にたえない次第でございま

す。もとよりこれらにつきましては、

ちょうどティーン・エージャーの時代

は非常に過激しやすい時期でござい

ます。そして、教育の問題も社会環境の問題も、あるいは家庭教育の問題、いろい

うの点がそうした状態を持ち来たして

おることだらうと考えております。

文教行政を扱つております文部省とい

たしまして、これらの問題につきま

しては特に意を用い、道徳教育等につ

いては見舞金といたしまして、その一

つには、逮捕された場合には五千円、

その二つには、家宅捜索された場合には二千円、それから三番目には、容疑者として任意出頭をした場合には二千円

と、こういうような見舞金の規定がございます。それから第二には、起訴されたときには、一事件について一時見舞金一万円、それから第三は、差入料

といつしまして一日に一千円という、大きな差し入れをいたすよろな規定が

あります。第四は、逮捕収監後、起訴前の費用は全額日教組が持つ。それから裁判所の費用はその全額を負担をする。刑の確定による見舞

金、たとえば罰金刑は二万円以下、ただし執

行猶予の場合には半額とする。こうい

て、これらのちよど思想の固まりつつありますティーン・エージャーの——ローの場合

もありますが、その辺の教育という点につきましては、御指摘のようない点を

もちろん取り締まりの關係もありますし、補導の關係もありますので、そ

う方面とも十分に協力いたしまして、御期待に沿うよろな点に努力をいたしたいということを考えておる次第でございま

す。もとよりこれにつきましては、

ちょうどティーン・エージャーの時代

は、遺憾にたえない次第でございま

す。もとよりこれらにつきましては、

ちょうどティーン・エージャーの時代

は非常に過激しやすい時期でござい

ます。そして、教育の問題も社会環境の問題も、あるいは家庭教育の問題、いろい

うの点がそうした状態を持ち来たして

おることだらうと考えております。

文教行政を扱つております文部省とい

たしまして、これらの問題につきま

しては特に意を用い、道徳教育等につ

いては見舞金といたしまして、その一

つには、逮捕された場合には五千円、

その二つには、家宅捜索された場合には二千円、それから三番目には、容疑者として任意出頭をした場合には二千円

と、こういうような見舞金の規定がございます。それから第二には、起訴され

たときには、一事件について一時見

舞金一万円、それから第三は、差入料

といつしまして一日に一千円という、

大きな差し入れをいたすよろな規定が

あります。第四は、逮捕収

監後、起訴前の費用は全額日教組が持つ。それから裁判所の費用はその全額を負担をする。刑の確定による見舞

金、たとえば罰金刑は二万円以下、ただし執

行猶予の場合には半額とする。こうい

うよりな見舞金の規定があるのでござります。中でも驚くべきことは特別救援金でございまして、当該県の普通退職金の手当相当額に百分の二百を乗じたものとして、支給時における退職一時金あるいは一時金に換算した退職年金相当額を加え、さらに二百万円を計算したものとする、こういう規定があるのであります。これで計算をいたしますと、三十七年間勤めて五十六才の旧師範学校卒業生で、本俸四万八千円の校長がやめた場合には、普通に平穏にやめた場合には三百三十五万三千二百十二円であります。が、日教組の闘争によって首を切られたという場合、つまり一部の校長が勤務評定提出を拒否して首になつた場合には、實に六百十八万四千七百五十二円、こういふよろ三倍くらいの巨額の金が見舞金といふか、この特別救援金として支給せられる。こういう規定になつておるのでござります。これを年利回り七分の信託会社に預けた場合においては利子だけで月に三万六千円、これでは利子だけで完全に楽に食つていけるというありがたい身分になる。こういうよろな規定があることは實に驚くべきことでござります。しかもこの救援資金特別会計予算書がございまして、昭和三十五年の日教組救援資金特別会計予算書によれば、日教組内の暴力行使者救援のために用意した金は、實に一億七千四十六万五千七百六十円の巨額に上つておるのでございます。一体どこの國に犯罪者に対する手当を予算化して、あらかじめその人數と経費を計上しておくような学校の教師の団体がありますか。かくのごとく教師の組合が民主社会に集団テロをもつて挑戦しておるのであります。

りまして、これは文部大臣が日教組に
極端に言わされたのでござりますが、あるいはこういうことは当らずといえども遠からざるところの言葉ではなかる
うかと思うでございます。いろいろなことを
ような工合では、はたして少年右翼団
ロをどうして救うことができるよ
か。学校の先生がそんな集団暴力をして
て、これだけの救援資金を得、それから見舞金だ、ほら差入料、こういうと
うな詳細な規定を持つておるようなこ
とで、一休学校の生徒が先生といふ
のは暴力——全部の先生、五十万の先生
生ではございませんが、五千か一万をそ
こらの先生でございましょうが、とにかくそ
ういうことを取消しをするとい
て学校の教育は全然できない。私は深く憂
えるものでございます。そうしなければ、少年テロといふものはなくす
ことができないと、私は深く心痛いた
しておるものでございますが、これに
ついて頗る次官の御所見を承りたいと
思います。

主的にこれが定められたものであります。しかし自
すから、教育委員会としましても、これをど
うこうするということはちょっとむず
かしいことではないかと思います。た
だ私どもは組合の方々が大いに反省せ
られ、その良識によりまして、この規
定に対する検討をしていただきとい
ふことを希望するわけでございまして、
文部省といたしましては、この自主的
の規定、規約に対しましてどうこうと
いう指図をすることができる立場でな
いということを御了解願いたいと思
います。

○羽田委員 それは、文部省といふも
のは、今の制度の上から直接日教組に
対して指図ができるないということは私
も承知しておりますが、少なくとも教
育委員会やその他のを通じまして、一つ
善処せらるんことを心から祈つておる
のでござります。

それから、元来思想右翼の台頭とい
うものは、結局左翼の台頭に対する反
作用として起こつてくるものと、私は
考えておるものでございます。左右
の、アクションはリアクションを生ず
るという物理関係から生じてくるもの
ではなろうかと私は思つておるもの
でございます。従つて、右翼を抑える
には、左翼活動が静かになること以外
には方法がないと思ひます。総評は
春季闘争のトップバッターとして、國
鉄、全通、全電通を立てまして、三月
中旬以後に半日ストをやることをきめ
ておりますのでござります。これらの組合
は、法律上はストライキ権は認められ
ておりません。それで今まで職場大
会とか、あるいは実力行使だとかい

よろざな名前のもとに、実質的のストラ
イキ、あるいはサボタージュを行なつ
てきておるのでござりますが、今度の
春季闘争には堂々と半日ストをやると
いふことを、正面切って法律違反を宣
言いたしておるのでござります。こと
にこの結果といたしまして、交通、通
信の大混乱を来たそらうといふ計画をい
たしておるのでござりますが、これら
については、昨日予算分科会で石田労
働大臣から対策を承つたのであります
が、世ははどうとこうしまして、日教組
といふ、あるいは総評といふ、法を無
視して集団暴力をほしいままするに
ころに、右翼テロの温床があることを
私ははつきりと認識をしておかなければ
ならぬと思う。取り締まり当局、あ
るいは法務当局におきましても、この
ことをはつきりと認識をしてかかる必
要があると思いますが、この点につい
て植木大臣の御所感を承りたいと思
います。

せんけれども、特に結論として私の所
感を申し上げておくでござります。
が、昨年の安保闘争でまさのまさと見せ
られたのは、天下の公器であるところ
の大新聞が、安保反対の革新方面の動
きについて大きく紙面をさきます。
が、安保賛成の大学教授や弁護士ある
いは婦人会、学生の動きについてほ
とんど新聞に載せないのであります。
まして右翼については、完全にやつ
けるだけという傾向があつたのであり
ます。私は昭和の初めに朝日新聞に記
者として入社したのであります。最
初の日に、今は全日空の社長をしてお
ります美士路昌一氏から、記者の心が
まさにについて訓話を受けたのであります
。それは、「新聞は天下の公器であ
る、公器を預かるものには倫理がなけ
ればならない。従つて、諸君は取材に
あたつても、編集にあたつても、事件
についてはあるがままで、眞澄みの鏡
のことく、主觀を交えずに、紙面では
公平に取り扱わなければならない。よ
しあしは読者がこれを判断する」、こ
ういう教訓を受けました。新聞記者と
しての出発の第一日を意義深く送った
のでございますが、現在の新聞を見ま
すと、まことに今昔の感にたえないので
ございます。新聞、雑誌及び放送関
係等、マスコミの重責にある諸君の猛
省をほんとうに促してやまない次第で
ござります。

のありますて、なるほど時と場所が悪くて、最高裁判所の緊急裁判官会議の結果、「嚴重に注意する」との異例の司法行政上の監督権の発動を見た次第であります。しかし飯守裁判官は何も赤尾敏君をかばつたものでもなければ、右翼を支持したものでもないと云ふことは、私ははつきり確信いたしておるのでございます。この点について、最後に最高裁判所の事務総長から御所見を承りたいと存じます。

○石田最高裁判所長官代理者 たゞいまのお尋ねの点につきましては、先ほど申し上げましたように、飯守裁判官といたしましては、いわゆる民主社会の成立の根本理念とも申すべき法の支配といふことを徹底し、法秩序を確立したいという意図に出たものであることは、先ほど申し上げました通りでございまして、最近統発いたしました暴行事件につきまして深く考究をいたしました結果、結局あのよろな意見になつて、時と場所は非常に悪うございましたが、飯守判事といたしましては、さようなんはどうに困を憂えるといふような非常に緊迫した気持からあいう発言をああいう機会にしたのだといふ次第でござります。

○羽田委員 以上をもつて私の質問を終わるのでございますが、追加して質問の機会を与えたことに対する心から感謝をいたして、私の質問を終わる次第であります。

○池田委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時三十四分散会

〔参考〕
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六号)(參議院送付)に
関する報告書
〔別冊附録に掲載〕